

## 令和3年度 随意契約結果一覧

契約の名称	契約年月日	契約の相手方	契約金額（円）	契約の相手方を選定した理由	摘要
医療関連電算化オンラインシステムの運用・保守管理等委託業務	令和3年3月9日	株式会社HBA 札幌市中央区北4条西7丁目1-8	11,074,800	<p>1 医療関連業務電算化オンラインシステムは、マイナンバーシステムと連動しているため、道庁のマイナンバーシステムに介入できること。</p> <p>2 医療関連業務電算化オンラインシステムに精通し、同システムのトラブルに際し的確な指示を行う知識・技術を有していること。</p> <p>3 システムの障害発生時において、速やかに障害の要因を把握し、その要因に応じた、プログラムの修正・追加等による対応が可能であること。加えて、道立保健所等からの障害対応依頼等に対し、遅滞なく対応することができるよう、道内主要各所に営業所を有するなど、全道的な対応が可能な体制を有していること。</p> <p>4 関連法令及び複雑かつ多岐にわたる業務内容に精通し、日常的な事務処理上のトラブルに際し、迅速に対応できる業者であること。</p> <p>5 本システムに精通し、患者連名簿による医療費情報の解析や集計、患者認定情報の調整などの運用業務を遅滞させることなく確実に実行できること。</p> <p>(契約方法の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</li> <li>・北海道財務規則運用方針第3節関係1の(2)</li> </ul>	1
小児慢性特定疾病児童等自立支援事業委託業務	令和3年3月15日	一般財団法人 北海道難病連 札幌市中央区南4条西10丁目1010-1	4,756,005	<p>1 小児慢性特定疾病に係る病気の知識や取り巻く情勢、支援制度等に精通し、社会情勢の変化にも柔軟に対応できる環境が整っており、多岐にわたる相談に対応できること。</p> <p>2 各地域の患者団体、家族会、医療機関及び学校等の組織と連携を図ることができ、適切な支援機関等につなげることが可能であること。</p> <p>(契約方法の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</li> <li>・北海道財務規則運用方針第3節関係1の(18)</li> </ul>	2
北海道難病医療提供体制整備事業委託業務	令和3年3月22日	独立行政法人 国立病院機構 北海道医療センター 札幌市西区山の手5条7丁目1-1	21,653,946	<p>選考基準（難病診療連携拠点病院であること）を満たすのは、独立行政法人国立病院機構北海道医療センターのみであるため。</p> <p>(契約方法の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</li> <li>・北海道財務規則運用方針第3節関係1の(18)</li> </ul>	3
がん登録・評価事業委託業務	令和3年3月26日	独立行政法人 国立病院機構 北海道がんセンター 札幌市白石区菊水4条2丁目3-54	25,335,000	<p>1 あらゆる領域のがん診療・研究を行っており、がんに関する症例・治療内容に精通した人材が豊富であること。</p> <p>2 がん登録業務のデータの整理・解析の実績を有しており、また、国立がん研究センターとの連携体制も確立されていること。</p> <p>3 国が示した標準様式による院内がん登録を行っており、全国がん登録標準データベースシステムにおける登録内容にも精通するがん登録担当職員を配置できること。</p> <p>4 がん診療を行う各医療機関の医師との人的ネットワークを有しており、医療機関からの円滑な届出が期待できること。</p> <p>(契約方法の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</li> <li>・北海道財務規則運用方針第3節関係1の(18)</li> </ul>	4

## 令和3年度 随意契約結果一覧

契約の名称	契約年月日	契約の相手方	契約金額（円）	契約の相手方を選定した理由	摘要
特殊歯科保健医療推進事業（特殊歯科医療対応歯科医師研修）委託業務	令和3年4月12日	一般社団法人 北海道歯科医師会 札幌市中央区北1条東9丁目11	3,478,000	1 全道的な歯科医療提供体制についての現状の把握や情報の収集、分析等の実績を持っていること。 2 難病患者等の特殊な歯科医療に関する専門知識や技術を有する歯科医師を有し、歯科医師を対象とする全道的な研修の実績を持っていること。 3 他の歯科医療関係団体、大学病院等との連携協力が得られること。  (契約方法の根拠) ・ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 ・ 北海道財務規則運用方針第3節関係1の(18)	5
成人歯科健診プログラム保健指導推進事業委託業務	令和3年4月12日	一般社団法人 北海道歯科医師会 札幌市中央区北1条東9丁目11	2,137,000	1 成人を対象とした歯科健診の実施状況等について、全道の状況を適切に把握しており、効果の検証を行えること。 2 歯科健診の実施に係る専門的知識や技術を持つ歯科医師を有し、歯科医師を対象とする研修の実績があること。 3 他の歯科医療関係団体等と連携協力が得られること。  (契約方法の根拠) ・ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 ・ 北海道財務規則運用方針第3節関係1の(18)	6
歯科医療従事者認知症対応力向上研修事業委託業務	令和3年6月14日	一般社団法人 北海道歯科医師会 札幌市中央区北1条東9丁目11	3,007,000	1 全道における在宅歯科医療の取組状況について把握するとともに、歯科医療従事者を対象とした全道的な研修の開催実績があること。 2 歯科医療と口腔ケアの実践技術に習熟し、これらの技術と認知症の症候との関連を検討した上で研修プログラムを立案することができる人材を有すること。 3 医師、看護師、介護支援専門員、介護福祉士等、他の医療・介護関係職種との連携協力が得られること。  (契約方法の根拠) ・ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 ・ 北海道財務規則運用方針第3節関係1の(18)	7
食・口腔機能改善専門職等養成事業委託業務	令和3年7月2日	一般社団法人 北海道歯科衛生士会 札幌市北区北17条西3丁目2-16	1,799,000	1 市町村が実施する地域支援事業への参画状況を含め、全道の歯科衛生士業務従事状況について適切に把握しているとともに、本事業を通じ、現在修業していない歯科衛生士の復職支援に繋げられること。 2 地域ケア会議等の資料解釈の仕方、歯科衛生士の視点で確認すべき事項等について、専門的知識や経験を有する歯科衛生士が所属していること。 3 道内外の歯科医療関係団体、大学、歯科衛生士養成施設等からの連携協力が得られること。  (契約方法の根拠) ・ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 ・ 北海道財務規則運用方針第3節関係1の(18)	8

## 令和3年度 随意契約結果一覧

契約の名称	契約年月日	契約の相手方	契約金額（円）	契約の相手方を選定した理由	摘要
歯科医療安全管理体制推進特別事業委託業務	令和3年9月13日	一般社団法人 北海道歯科医師会 札幌市中央区北1条東9丁目 11	1,384,000	1 歯科医療安全管理体制に係る全道の歯科医療機関の情報の収集及び分析等の実績があり、現状を適切に把握していること。 2 歯科医療安全管理体制に係る専門知識や技術を有する歯科医師を有し、歯科医師を対象とする全道的な研修の実績があること。 3 歯科医療関係団体、大学病院等との連携協力が得られること。  (契約方法の根拠) ・ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 ・ 北海道財務規則運用方針第3節関係1の(18)	9
北海道受動喫煙防止対策健康教育資材作成事業委託業務	令和3年9月27日	株式会社インサイト 札幌市中央区北4条西3丁目1	8,219,200	令和3年8月26日に「第1回公募型プロポーザル審査会」を開催し、3者から提出された企画提案の審査を行った結果、株式会社インサイトを契約の相手方として選定した。  (契約方法の根拠) ・ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 ・ 北海道財務規則運用方針第3節関係1の(2)	10